

介護老人保健施設涼風苑運営規程 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

（令和 3 年 4 月 1 日現在）

1. 施設の概要

（1）施設の名称等

- ・ 施設名 介護老人保健施設涼風苑
- ・ 開設年月日 平成 9 年 3 月 1 7 日
- ・ 所在地 茨城県龍ヶ崎市貝原塚町 3 6 8 9
- ・ 電話番号 0297-63-0008 / fax 0297-63-0018
- ・ 管理者名 横山奈穂子
- ・ 事業所番号 介護老人保健施設（0850880014）

（2）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時、及び退所後の支援も行いますので、安心して退所していただけます。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【介護老人保健施設涼風苑の運営方針】

施設は前段の目的を達成するために次のことを方針として運営する。

- ① 龍ヶ崎市及び近隣の市町村の要介護者等へ医療・保健・福祉の質の確保と向上に努めるとともに、家庭と病院との中間施設として適切な介護を行う。
- ② 施設では、利用者の自立を支援し、家庭に復帰させるだけでなく、通所リハビリテーション・短期入所療養介護などのサービス提供により、龍ヶ崎市及び近隣市町村の在宅保健福祉サービスの拠点となるように努める。

(3) 施設の職員体制及び業務内容

(入所者 100 名定員を基準とした場合の配置基準)

① 管理者 (施設長)		1 名
② 医師		1 名以上
③ 薬剤師		0.3 名以上
④ 看護職員	看護・介護あわせて	33.4 名以上(うち 2/7 程度)
⑤ 介護職員	看護・介護あわせて	33.4 名以上(うち 5/7 程度)
⑥ 介護支援専門員		1 名以上
⑦ 支援相談員		1 名以上
⑧ 理学療法士・作業療法士		1 名以上
⑨ 管理栄養士		1 名以上
⑩ 事務職員		1 名以上

【業務内容】

職員の業務内容は、次の通りとする。

- ① 施設管理者は、介護老人保健施設に携わる従事者の統括管理、指導を行う。
 - ② 医師は、利用者の病状及び心身状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
 - ③ 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者等に対する薬剤の手配業務を行う。
 - ④ 看護職員は、服薬管理の責任者であり、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
 - ⑤ 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
 - ⑥ 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画（ケアプラン）を作成し、介護支援業務を行う。
 - ⑦ 支援相談員は、施設管理者の命を受け、利用者等に介護相談業務を行う。
 - ⑧ 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同して、利用者等に対する理学療法・作業療法業務とリハビリテーションマネジメントを行う。
 - ⑨ 管理栄養士は、施設管理者の命を受け、利用者の栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
 - ⑩ 歯科衛生士は、施設管理者の命を受け、利用者等に適切な口腔衛生指導等を行う。
 - ⑪ 事務職員は、施設管理者の命を受け、事務の処理を行う。
- 各職員は協力体制をとりながら業務遂行にあたるものとする。

(4) 入所定員等 定員 100 名
療養室 個室 (4 室) 4 人室 (24 室)

(5) 通所定員 定員 30 名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）計画の立案

④ 食事

原則として食堂で召し上がっていただきます

朝食 7:30 ~ 8:30

昼食 12:00 ~ 13:00

夕食 18:00 ~ 19:00

食費はご利用者のご負担とさせていただきます。また、料金に関しては、別紙1に記載することとします。

⑤ 入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。週に最低2回。ただし、利用者の身体の状態に応じて、清拭となる場合があります。

⑥ 医学的管理・看護

医師の指示の下、一般的慢性疾患慢性期の症状に対応した適切な医療サービスを提供いたします。又、ケアプランに基づいた、生活全般にわたる看護を提供いたします。

⑦ 介護

ご利用者様の機能能力を出来る限り伸ばし、維持できるように、ケアプランに基づき適切な介護を提供すべく努力いたします。

⑧ リハビリテーション

常勤の作業療法士・理学療法士が中心となり、個別の機能訓練・生活リハビリを個別計画に基づいて実施します。料金に関しては、別紙1に記載することとします。

⑨ 相談援助サービス（退所時の支援も行います）

専任の相談員をおき、ご本人、身元引受人又はご本人の親族の生活全般・施設療養に関わる相談について、迅速・丁寧に関心に応じます。

⑩ 栄養管理・栄養マネジメント

常勤の管理栄養士を配置し、利用者個々の状況を把握します。また、療養食加算の料金に関しては、別紙1に記載することとします。

⑫ 送迎の実施地域（龍ヶ崎市・牛久市・取手市・利根町・稲敷市・河内町） 実施地域以外はお相談ください。

⑬ 理美容サービス（2,700円／1回）

⑭ 行政手続代行

⑭その他

*これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関にご協力をいただいています。

・協力医療機関

- ・名称 医療法人社団 常仁会 牛久愛和総合病院
- ・住所 茨城県牛久市猪子町 396 番地
- ・電話番号 0 2 9 - 8 7 3 - 3 1 1 1

4. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先にご連絡します。

5. 施設利用に当たっての留意事項

① 他の医療機関への受診等について

短期入所療養介護（予防介護短期入所療養介護）利用中には、他の医療機関への受診ができませんので、ご注意下さい。利用日程以外若しくは、自宅に帰られてから受診して下さい。

② 外出・外泊

希望されるご家族の方は予定が分かり次第、ご連絡ください。また、外出・外泊中の様子は、帰苑時に必ず職員にお知らせください。外出・外泊中に、他の医療機関へかかることは、原則としてできませんので、必ず受診前に、当施設にご連絡をお願いします。

③ 衣類

衣類には名前のご記入をお願いします。
また、退所の際、ご持参された私物に関してはお持ち帰りください。

④ 所持品

貴重品の持ち込みはご遠慮ください。やむを得ず持ち込みを希望される場合には、支援相談員にご相談ください。なお、利用者ご本人がお持ちの際の紛失に関しては、当施設では一切責任を持ちません。
また、ナイフ・はさみなどの刃物類も持ち込みは禁止されています。

⑤ 面会時間

1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0

また、施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態

の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。但し状況に応じて食品のお預かりをさせていただきます。ご相談下さい。

⑥ 喫煙 施設内禁煙となっております。(ライター・タバコ持込禁止)

⑦ その他

「同意書」の内容に変更が生じた場合(緊急連絡先の変更など)には、支援相談員までその旨を申し出て、変更手続きを行ってください。

6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火扉
- ・防災訓練 年2回

7. 禁止事項

当施設では、多くの方々に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 要望及び苦情などの相談

当施設には、相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。

(電話番号 0297-63-0008)

<責任者 事務長 伊藤 綾子 >

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。